

扱い	テレビ・ラジオ	1/31 病院への指示後、解禁
	新聞	1/31 病院への指示後、解禁

## 英彦山病院水利使用の不適切事案について

～是正するよう指示します～

医療法人 新光園 英彦山病院（以下、病院）が有する水利権（流水の占用の許可：河川法第23条）について、目的外の使用が判明しましたので、下記のとおり、お知らせします。

### 記

1. 河川法第77条第1項の規定に基づく是正のための指示について  
河川監理員（遠賀川河川事務所長）より病院に対し是正の措置を講ずるよう指示します。
  - ・ 日時 平成23年 1月31日（月）14時
  - ・ 場所 国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 4階会議室  
直方市溝掘1丁目1-1
  - ・ その他 傍聴、カメラ撮り可とします  
敷地内での当事者へのぶら下がり取材は、ご遠慮下さい  
受付を13時30分から始めますので、それ以前の来庁は、ご配慮願います
2. 記者レクについて
  - ・ 日時 平成23年 1月31日（月）病院への指示後
  - ・ 場所 国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 4階会議室
3. その他  
資料は、病院への指示後、配布します。

#### 【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ  
田川地区記者クラブ  
(FAX投げ込みのみ)

#### 【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所	副所長	山口(内線 205)
TEL 0949-22-1830	建設専門官	遠藤(内線 403)
	占用調整課 専門官	古田(内線 407)